

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	調査研究費	整理番号	No. 100
------	-------	------	---------

(領収書等貼付面)

政務活動費支払証明書

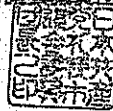
使途項目 調査研究費

議員名	小形議員		合計金額
支払年月日	2015年6月19日		1,360円
支払額	1,360円		1,360円
支払先	札幌市交通局、じょうてつバス		
使途及び内容	豊滝小学校の統合に関する懇談会に参加のため		
備考	地下鉄大通駅～真駒内駅～豊滝小学校(680円×2=1,360円)		

上記のとおり相違ないことを証明します。

2015年 6月 22日

会派名 日本共産党札幌市議会議員団
代表者 坂本 きょう子



支出額小計	1,360 円
-------	---------

平成27年(2015年)6月5日

豊滝小学校保護者の皆様へ

札幌市教育委員会

豊滝小学校の統合に関する懇談会について(ご案内)

日頃より当市の教育施策にご協力を賜り、ありがとうございます。

○ 過日、豊滝小学校の統合に関する個別相談等について、文書でお知らせさせていただきましたところ、保護者の総意として「保護者全体での懇談会という形で話をしたい、その際には地域懇談会の委員にも参加してほしい」旨のご要望をいただきました。

つきましては、ご要望の趣旨に沿いまして下記日程で懇談会を開催することといたしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 日時

平成27年6月19日(金) 15:30~

2. 場所

○ 豊滝小学校 1階 ランチルーム

【お問い合わせ先】

札幌市教育委員会 生涯学習部学校施設課(学校規模適正化担当 太田・小野寺)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 S-TV北2条ビル5F

TEL 011-211-3836 / FAX 011-211-3837

E-Mail gakkokibo@city.sapporo.jp

小形香織様

2015年6月10日

南区選出市議会議員 各位
札幌市議会文教委員会委員 各位

豊滝中央町内会 豊滝小学校統廃合問題を考える会
会長 平野信男 (豊滝中央町内会長)
豊滝小学校保護者 代表 伊達寛記 (PTA会長)

地元住民・保護者と教育委員会との話し合いに同席のお願い

前略

札幌市教育委員会学校施設課さんから、豊滝小学校の統合に関する懇談会を6月19日(金)に開催する旨の通知をいただきました。

つきましては、現場でどのような会話がやり取りされているのか、その事実を確認していただきたく、その懇談会に同席されますようお願い申し上げます。

と言いますのも、これまでの経緯を見ますと、現場担当者が教育委員会の委員、委員長、教育長に対し、「一部に反対はあるものの、多数は同意している」などの虚偽の報告が行われ、事実誤認のもとで教育委員会の意思決定が行われていると思えるからです。

また、教育委員会の廃校意見に対し、地元提案は豊滝小学校を農業体験と食育を特徴とする小規模特認校として存続させることを提案していますが、このことについて地元で生の声をお聞きいただきたくご同席をお願いします。

また、札幌市教育委員会が決めている「札幌市学校教育の重点」には、小学校教育の課題について「学校や地域での様々な活動を通して、自分の住んでいる地域や札幌の良さに気付く」ことがあげられており、地域の学校を廃止して、このような教育課題をどのように実現していくのでしょうか。

この懇談会には、地域子どもたちに対しても責任を負っている教育委員や教育長さんにも出席していただき、地元住民・保護者と直接話し合ってもらいたいと出席を要請していますが、市議会関係者各位におかれましても、この懇談会にご同席いただきたくお願い申し上げます。

草々

本件連絡先

豊滝中央町内会豊滝小学校統廃合問題を考える会
豊滝小学校保護者 代表 伊達寛記 (PTA会長)

15:25 着 非公衆とするか 協議してからと
市教委 ランルーム (会場) ではなく、
会議室 (教室+机) へ案内され wait

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

調査研究費

整理番号

No. 301

(領収書等貼付面)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
27-11-25	90362	A93530012
取扱店	サッポロロオトオリ	
払込口座	02790-7	16733
払込金額	*100,000	料金 *290
口座番号	027907	振替受付票
支店番号	16733	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
取引金額	100000	料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)
取引内容	札幌市議会議員 協年会費	
入金額	*101,000	
おつり	*710	
「赤ちゃんの口座」をつくろう！ はじめてのお年玉キャンペーン！		

印紙税申告納付につき種町税務署承認済

札幌社保協年会費(100,000円)
振込料 290円

支出額小計

100,290 円

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	調査研究費	整理番号	No. 369
------	-------	------	---------

(領収書等貼付面)

領収証書

毎度ありがとうございます

日本共産党札幌市議会議員団様

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
2016年1月13日 14:47

【別納2】
第一種定形外

864.0g	1通	¥600
--------	----	------

小計	¥600
----	------

課税計	¥600
(内消費税等)	¥44)
非課税計	¥0

合計	¥600
お預り金額	¥1,000
おつり	¥400

印紙税申告納
付につき麴町
税務署承認済

担当 [REDACTED]
発行No.8965 端01箱11
連絡先:札幌大通郵便局
TEL:011-241-0989

自治体課題研究所へ資料郵送代

支出額小計

600 円

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

調査研究費

整理番号

NO 355

1. 調査日時 2016年1月18日(月)

2. 調査内容

1) 旭川市動物愛護センター「あにまある」視察

2) 日本共産党旭川市議団と「国保料引き下げた」経緯について懇談

3. 参加議員

坂本・村上・池田・太田・伊藤・小形・田中・平岡議員

■■■■■■■■■■ 事務員 合計 11人

領収証 (RECEIPT) № 29269-28

日本共産党旭川市議会議員団様

金額 70,720円

① JR券 ② 航空券 ③ 宿泊券 ④ レンタカー
 ⑤ 国内旅行パック ⑥ 海外旅行パック
 ⑦ 定期券 ⑧ その他()

平成 28 年 1 月 5 日 上記の金額領収し集し

(注) 金額を訂正したも、取扱者印又はサインのないものは無効でございます。

北海道旅客鉄道株式会社 取扱者

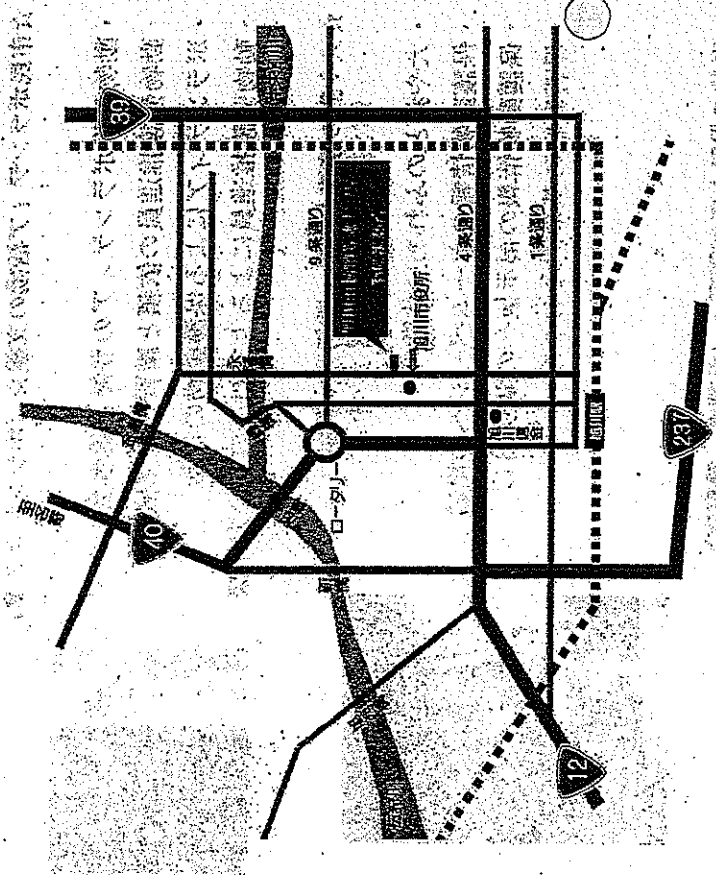
Hokkaido Railway Co., Ltd.
 〒060-0824 札幌市中央区北
 1条 札幌市山手区

札幌旭川間の乗車券, 特急券, 座席指定券

支出額小計

70,720円

【案内図】



〒 070-8525

旭川市 7条通10丁目

TEL 0166-25-5271

FAX 0166-25-1313

メールアドレス: douaicenter@city.asahikawa.hokkaido.jp

HP アドレス: http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/eiseikensa/Animal_HP/index.html

開庁時間: 平日 8:45~17:15

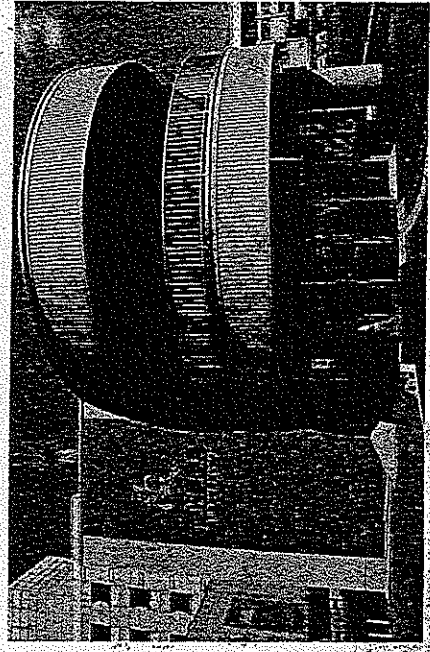
見学時間: 平日 10:00~15:00

(12:00~13:00を除く)

閉庁日: 土曜・日曜・祝日 (年末年始)

あにまある

旭川市動物愛護センター



旭川市保健所

旭川市保健所

【特色】

旭川駅から約 1.2 Km のところに位置し、交通アクセスも良好で、多くのバス路線が利用できる利便性の高いところにあり、周辺は市役所・市民文化会館・中央警察署等に囲まれており、近隣の住宅地等から一定の距離が保たれている。

【施設の概要】

所在地 旭川市 7 条通 10 丁目

構造：鉄筋コンクリート造地上 2 階地下 1 階

敷地面積：793㎡

延べ床面積：734㎡

工期：平成 23 年 8 月～平成 24 年 8 月

総事業費：3 億 1100 万円

財源内訳：一般 5900 万円 市債 2600 万円 国庫補助金 2600 万円

【沿革】

昭和 43 年 9 月 旭川市江利別町瀧山に北海道が、犬抑留所を設置

平成 12 年 4 月 旭川市の中核市移行に伴い、北海道から業務を引き継ぐ

平成 24 年 9 月 旭川市 7 条通 10 丁目に新築移転

旭川市動物愛護センター（愛称：あにまある）と改称

【主な業務】

☆動物愛護の普及啓発☆（多目的ホール）

・犬のしつけ方・飼い方指導

・動物とのふれあい

・各種講習会の開催

☆市民ボランティア活動の支援☆（ボランティア室）

- ・動物愛護ボランティアの登録と講習会の開催
- ・動物愛護推進員の依頼と講習会の開催
- ・ボランティアによる保護動物の世話
- ・動物愛護推進員による犬やねこの飼い方相談

☆犬や猫の譲渡☆（犬・猫飼育体験室）

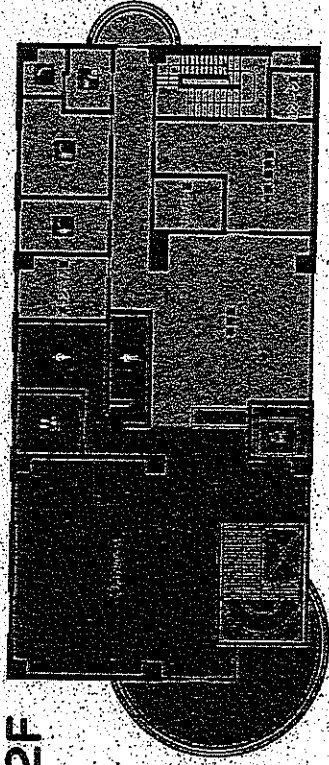
- ・犬や猫とのふれあい体験
- ・保護動物情報のホームページへの掲載
- ・保護動物情報の掲示板への貼り出し
- ・保護動物の基本的なしつけ

☆動物の保護と収容管理☆（保護室、治療室）

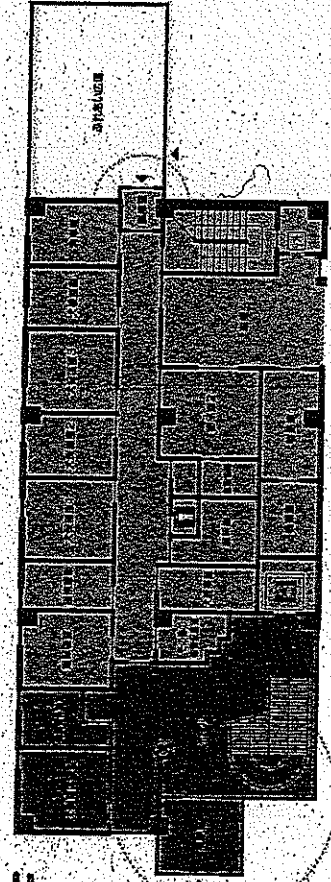
- ・負傷犬・猫の治療
- ・保護動物の健康管理
- ・避妊・去勢措置

館内案内板

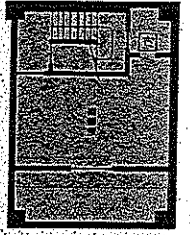
2F



1F



BF



保健所内

旭川市動物愛護センター 概要

旭川市動物愛護センター（あにまある）

1 設置に至った経緯

これまで、犬や猫の収容管理を行っていた嵐山犬抑留所は、築40年の建物で、老朽化が著しく、とりわけ収容室は、狭隘な1室（約12㎡）しかなく、広さと設備のいずれにおいても極めて不十分な状況にありました。

また、場所についても、市街地から遠く、山の中腹にあるため、分かりにくいなどの課題があり、適正な収容管理や譲渡事業の推進が困難であることなどから、収容能力が高く、適切な収容管理のできる施設が必要となっていました。

そこで、平成12年の中核市移行を機に、建設候補地の調査を開始し、30カ所超を調査してきました。

その結果、交通アクセスが良好であること、また、本市の中心部であるが、周囲を官公庁等に囲まれており、住宅地から一定の距離が保たれていることなどから、最も適した場所として、現在の場所を選定し、設置することとなりました。

2 施設

・所在地：旭川市7条通10丁目

・敷地面積：793㎡

・建築面積：340㎡

・延床面積：734㎡

・建築概要：鉄筋コンクリート造、地上2階地下1階

多目的ホール、ボランティア室、犬飼育体験室、猫飼育体験室、犬保護室、猫保護室、犬検疫室、猫検疫室、犬観察室、その他動物保護室、洗浄室、治療・傷病室、レントゲン室、処置室等

・防音対策：吸音材施工、防音サッシ、防音ガラス、防音ドア、消音内張

・防臭対策：オゾン脱臭装置、活性炭フィルター

・その他：犬運動場（屋外施設）

3 主な事業

動物愛護管理法、狂犬病予防法関係

- ・動物愛護思想の普及啓発に関すること
- ・犬・猫とのふれあい事業に関すること
- ・動物の飼養管理の指導・助言に関すること
- ・傷病動物の保護、治療に関すること
- ・動物の捕獲、保護、収容に関すること
- ・犬・猫の引取りに関すること
- ・犬・猫の譲渡に関すること
- ・収容動物の飼育管理、返還及び処分に関すること
- ・狂犬病予防に係る知識の普及啓発に関すること
- ・ボランティア活動の支援に関すること

4 設置までの経過

- 平成21年度 動物愛護センター基本計画 策定
基本コンセプト

命の大切さを伝える施設	動物にやさしい施設	人と動物の正しい関わり方を学べる施設
-------------	-----------	--------------------

- 平成22年度 基本・実施設計
- 平成23年度
 - (1) 既存の第3庁舎分庁舎を解体し、センターの本体工事に着手
 - (2) 事業計画等の策定
 - (3) 愛称の公募（「あにまある」に決定）
- 平成24年度
 - (1) 愛称ロゴマークの作成
 - (2) 動物愛護センター条例の制定
 - (3) 9月3日、供用開始

5 総事業費

総事業費は、平成22年度から24年度までの3年間で、約3億1千1百万円となっています。

財源内訳は、一般財源が約5千9百万円、市債が約2億2千6百万円、国庫補助金が約2千6百万円、寄付金が6万円となっています。

6 年間維持費

約2千6百万円程度を見込んでいます（施設管理費及び収容動物飼養管理費）。

7 手数料

- (1) 飼い主からの犬又は猫の引取
 - ・ 生後91日以上の犬又は猫 1頭につき 2,100円
 - ・ 生後90日以下の犬又は猫 1頭につき 300円
- (2) 飼い主への犬又は猫の返還
 - ・ 返還 1頭につき 1,000円
 - ・ 保管 1日につき 550円

8 運営 市直営

9 職員配置

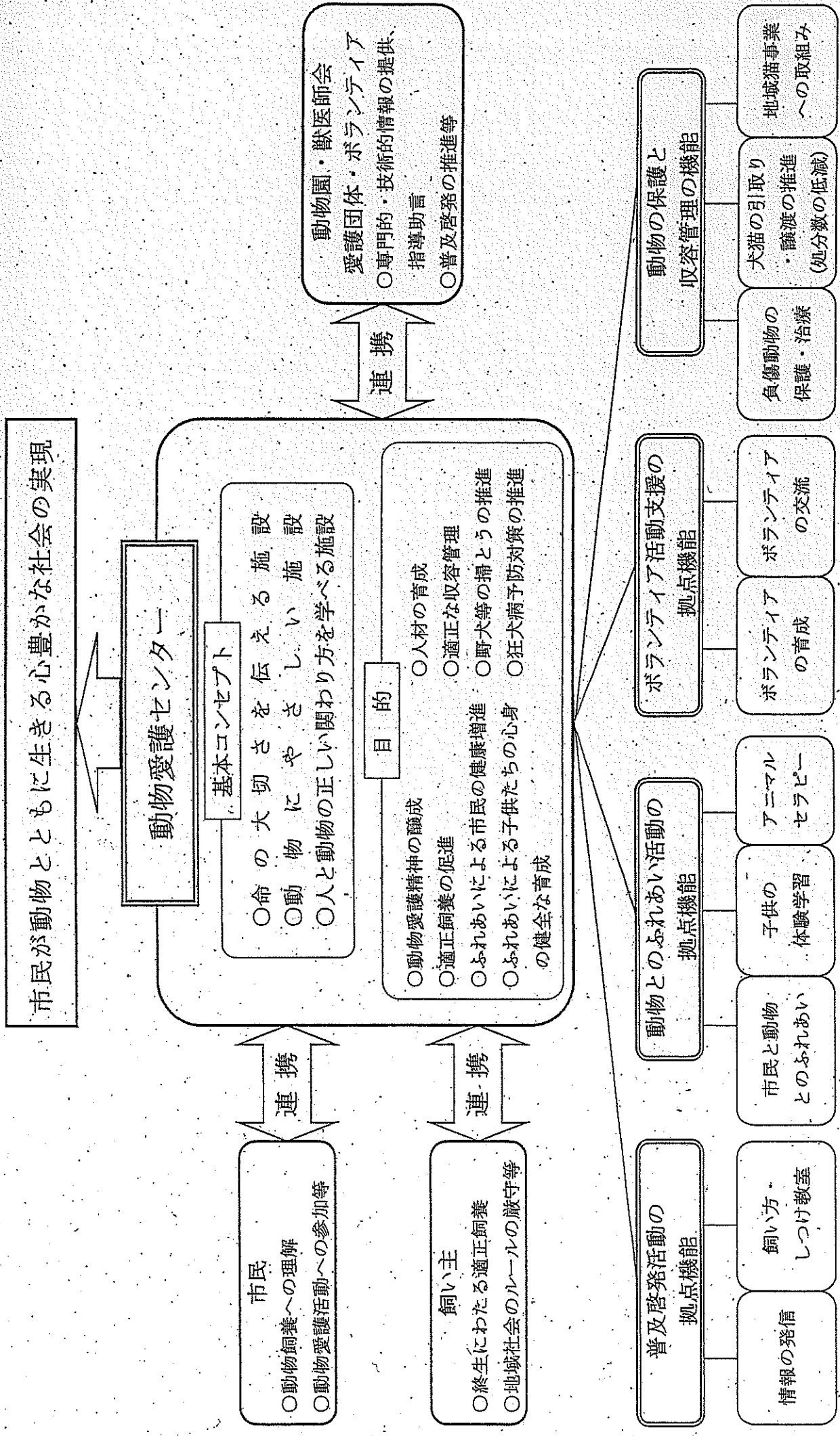
- 正職員 6名（獣医師 3名）
- 再任用職員 3名（獣医師 1名）
- 嘱託職員 3名
- 臨時職員 4名（繁忙期2名増）

10 今後の課題

- ・ 殺処分の低減（終生飼養の啓発、譲渡の推進など）
- ・ 猫対策の推進（室内飼育、去勢・不妊措置の普及啓発、「地域猫」活動の推進など）

無料

旭川市動物愛護センター



1 犬・猫取扱い頭数比較(平成24年9月～27年3月)

犬

平成24年9月～25年3月

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
残頭数(前月末)(A)	5	4	5	5	7	7	7	
取扱数(B)(a)+(b)	17	8	11	3	9	10	10	68
不用犬(a)	3	2	3	2	2	5	2	19
その他(b)	14	6	8	1	7	5	8	49
小計(C)=(A)+(B)	22	13	16	8	17	17	17	
返還数(D)	12	3	4	1	5	3	6	34
譲渡数(E)	5	5	5	2	2	7	6	32
処分数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0
疾病等による死亡数(G)	0	1	1	0	0	0	0	2
小計(H)=(D)+(E)+(F)+(G)	17	9	10	3	7	10	12	
残頭数当月末(C)-(H)	5	4	5	5	7	7	5	

平成25年4月～26年3月

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
残頭数(前月末)(A)	5	11	4	4	5	5	3	7	2	3	7	8	4
取扱数(B)(a)+(b)	17	12	12	9	13	12	10	8	10	10	6	10	129
不用犬(a)	10	3	2	3	1	5	0	0	3	1	0	7	35
その他(b)	7	9	10	6	12	7	10	8	7	9	6	3	94
小計(C)=(A)+(B)	22	23	10	14	18	17	10	15	12	13	13	11	
返還数(D)	3	4	5	3	11	3	11	5	4	4	4	3	60
譲渡数(E)	8	13	6	6	4	5	2	1	2	5	6	2	60
処分数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
疾病等による死亡数(G)	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	5
小計(H)=(D)+(E)+(F)+(G)	11	19	11	9	20	10	13	8	7	10	9	10	135
残頭数当月末(C)-(H)	11	4	5	5	3	7	2	3	7	8	4	9	

平成26年4月～27年3月

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
残頭数(前月末)(A)	9	6	8	13	9	9	9	8	8	6	11	10	
取扱数(B)(a)+(b)	4	7	13	14	8	8	8	9	8	8	33	28	149
不用犬(a)	0	0	3	5	1	2	3	3	3	6	9	23	58
その他(b)	4	7	10	9	7	6	6	6	6	2	24	5	91
小計(C)=(A)+(B)	13	13	21	22	17	17	17	17	17	14	44	38	
返還数(D)	2	3	7	6	4	4	4	3	5	1	23	1	65
譲渡数(E)	5	1	5	3	8	8	4	5	6	2	10	24	77
処分数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
疾病等による死亡数(G)	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3
小計(H)=(D)+(E)+(F)+(G)	7	5	13	10	12	12	8	10	11	2	33	26	145
残頭数当月末(C)-(H)	6	8	8	13	9	9	9	8	6	11	10	13	

【不用犬】 飼い主から引き取った犬
【その他】 飼い主不明で放れていた犬

猫

平成24年9月～25年3月

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
残頭数(前月末)(A)	10	47	50	63	59	42	36	
取扱数(B) (a)+(b)+(c)	53	45	51	32	14	10	30	235
不用猫(a)	9	1	21	18	8	2	19	78
野良猫(b)	30	33	16	13	5	6	11	114
その他(c)	14	11	14	1	1	2	0	43
小計(C) (A)+(B)	63	92	101	95	73	52	66	555
返還数(D)	0	0	0	0	0	0	0	0
譲渡数(E)	11	32	29	25	31	15	22	165
処分数(F)	1	0	3	9	0	1	3	17
疾病等による死亡数(G)	4	10	6	2	0	0	0	22
小計(H) (D)+(E)+(F)+(G)	16	42	38	36	31	16	25	225
残頭数当月末(C)-(H)	47	50	63	59	42	36	41	

平成25年4月～26年3月

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
残頭数(前月末)(A)	41	56	94	119	122	120	113	105	116	94	86	70	
取扱数(B) (a)+(b)+(c)	35	86	89	59	69	74	40	67	12	9	17	18	575
不用猫(a)	21	15	29	10	20	43	8	59	4	4	11	14	238
野良猫(b)	11	59	48	32	28	20	21	3	3	1	0	1	227
その他(c)	3	12	12	17	21	11	11	5	5	4	6	3	110
小計(C) (A)+(B)	76	142	183	178	191	194	153	172	128	103	103	88	1150
返還数(D)	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
譲渡数(E)	15	29	28	39	47	42	37	22	31	17	30	25	362
処分数(F)	3	5	13	6	9	35	4	33	1	0	1	5	115
疾病等による死亡数(G)	2	13	23	11	14	4	7	1	2	0	2	2	81
小計(H) (D)+(E)+(F)+(G)	20	48	64	58	71	81	48	58	34	17	33	35	522
残頭数当月末(C)-(H)	56	94	119	122	120	113	105	116	94	86	70	56	

平成26年4月～27年3月

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
残頭数(前月末)(A)	56	56	61	92	114	104	132	126	87	62	47	25	
取扱数(B) (a)+(b)+(c)	27	40	98	88	31	57	62	24	8	12	3	30	478
不用猫(a)	7	21	74	52	15	33	46	14	0	7	1	28	288
野良猫(b)	1	8	17	21	3	12	5	7	2	3	0	1	80
その他(c)	19	11	5	15	13	12	11	3	6	6	2	2	100
小計(C) (A)+(B)	83	96	159	180	145	161	194	150	95	74	50	55	1100
返還数(D)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
譲渡数(E)	21	25	58	39	36	21	25	26	31	24	24	21	345
処分数(F)	3	4	3	27	4	2	40	36	2	1	0	0	122
疾病等による死亡数(G)	2	5	4	6	1	6	3	1	0	0	1	0	30
小計(H) (D)+(E)+(F)+(G)	27	35	65	66	41	23	68	63	33	27	25	21	520
残頭数当月末(C)-(H)	56	61	92	114	104	132	126	87	62	47	25	34	

【不用猫】 飼い主から引き取った猫
 【野良猫】 保護した市民から引き取った猫で、人慣れしていないなど、飼い主がいないと判断した猫
 (主に戸外で産まれた子猫が該当)

【その他】 保護した市民から引き取った猫で、首輪やリボン等を付けていたり、人慣れしているなどから飼い主がいと判断した猫

2 その他ペット取扱殺

動物種	カメ	ウサギ	モルモット	ニワトリ	ハト	コイ	合計	列1
取扱殺数	9(4)	5(6)	3(6)	1(1)	1(1)	6(6)	25(23)	
返還数				1(1)			1(1)	
譲渡数	8(4)	4(4)	6(6)	1(1)		6(6)	25(21)	
殺処分数	1(0)						1(0)	
疾病等死傷数							1(0)	

()内はセンター開設後の数値

平成25年度

動物種	カメ	ウサギ	インコ	モルモット	ニワトリ	熱帯魚	ハト	ハムスター	モモンガ	合計
取扱殺数	9	1	0	2	2	2	2	1	1	35
返還数										3
譲渡数	9	3	9	2	5			1		32
殺処分数										0
疾病等死傷数										0
残										

平成26年度

動物種	カメ	ウサギ	インコ	モルモット	ニワトリ	熱帯魚	ハト	ハムスター	モモンガ	合計
取扱殺数	6	3								9
返還数										0
譲渡数	3	9								12
殺処分数	0									0
疾病等死傷数	0									0
残	1									1

ホムセンで公開

3 センター見学者数

平成24年度

月	9	10	11	12	1	2	3	計
見学者数	479	527	416	272	346	315	367	2722
(うち市外)	(47)	(59)	(54)	(23)	(59)	(37)	(39)	(318)

平成25年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学者数	514	489	297	431	503	249	292	184	196	223	234	310	3922
(うち市外)	(97)	(83)	(64)	(66)	(79)	(38)	(45)	(46)	(34)	(48)	(26)	(43)	(669)

平成26年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学者数	333	302	456	348	384	220	265	204	225	304	265	310	3616
(うち市外)	(60)	(45)	(39)	(44)	(94)	(42)	(40)	(31)	(29)	(35)	(43)	(43)	(545)

4. 休日開館日見学者数

平成25年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学者数	112	59	59	26	46	37	36	27	46	52	37	49	586

平成26年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学者数	112	59	43	76	40	49	55	52	56	46	85	104	777

5 犬のしつけ方飼い方教室実施状況
場所:動物愛護センター2階多目的ホール

H25.6.30 19人
H25.11.4 20人
H26.2.16 21人
H26.5.17 19人

H26.8.3 32人
H26.11.30 32人
H27. 2.15 30人

6 適正飼養講習会受講者数

平成24年度

月	9	10	11	12	1	2	3計
犬	24	27	28	3	2	25	7
猫	19	36	41	27	32	24	26
							205

平成25年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3計
犬	25	13	15	6	9	5	10	8	3	11	7	3
猫	25	27	32	35	37	34	29	18	26	27	26	30
												346

平成26年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3計
犬	13	4	7	8	11	12	9	5	9	6	19	40
猫	17	34	34	19	24	16	19	30	36	20	43	26
												318

7 飼い主のいない猫不妊手術実施状況

平成25年度

月	7	8	9	10	11	12	1	2	3計
手術実施頭数(♂)	0	0	2	4	11	10	8	7	9
手術実施頭数(♀)	2	0	4	7	9	11	6	11	7
申請地区数	2	1	1	6	5	2	2	4	3
									26

平成26年度

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3計
手術実施頭数(♂)	13	11	2	4	0	1	11	8	3	5	5	11
手術実施頭数(♀)	19	12	4	5	9	2	11	14	4	4	4	8
申請地区数	3	4	1	3	4	1	3	2	0	2	2	5
												30

手術実施頭数(累計)	オス	メス	合計
	125	153	278

旭川市における国保問題に対する市議団の取組の概括 (2014.7)

日本共産党市議会議員 小松 あきら

【国保料金引き下げをはじめとする制度改善の取りくみ】

■ (国保料引下げの経緯)

1. 日本共産党市議団は住民運動とも連携し、道内主要 10 市で収入に占める負担割合で最も高かった旭川市の国保料 (夫婦、子供の 3 人世帯で年間所得 200 万円のモデルケースで 2010 年度では 446,640 円) を 2011 年度に引き下げさせた。モデルケースで 416,910 円 (前年度比▲29,730 円) となり、一世帯平均で 2 万円引き下げる成果を得た。
2. それ以降、2014 年度まで連続 4 年間引き下げる実績を積み重ねた。引き下げの内容は、11,12,13 年度は最高限度額世帯を含め、すべての世帯の増額もさせなかった。14 年度は、国の最高限度額の引き上げにより最高限度額を 4 万円引き上げたことから約 1,000 世帯は増額となったが、その他の世帯は引き下げとなる。
3. モデルケースでの国保料は、2010 年度が 446,640 円だったものが 2014 年度には 372,910 円と、73,730 円引き下げられた。また、モデルケースでの国保料は 22 年度は道内主要 10 市中、高いほうから 1 番だったものが、11 年度は 4 番目、12 年度は 5 番目、13 年度は 6 番目に位置する水準となった。

■モデル世帯

(世帯主 45 歳 所得 200 万円 妻 41 歳 所得ゼロ 子 10 歳 所得ゼロ)

年度	主要 10 市順位	合計保険料 介護・支援 金含む	所得割率 (医療分)	平等割 (医療分) 世帯割	均等割り (医療分)	前年比 合計保険料
2010 年	①	446,640	11.41%	27,230	28,150	
2011 年	④	416,910	10.95%	23,900	24,900	－ 29,730
2012 年	⑤	390,000	10.04	21,920	23,010	－ 26,910
2013 年	⑥	382,610	9.80	21,400	22,800	－ 7,390
2014 年		372,910	9.59	21,030	22,690	－ 9,700

(2010 年度 : 2014 年度対比 累積された減少額 73,730 円)

4. JCPは、一貫して国保における種々の改善と国保料の引き下げを求めてきたが、2011年度の国保料引下げの契機となったのは2008年度以降の国保特別会計が単年度収支で黒字になったことから運動に拍車がかげられた。

	単年度収支	累積赤字	一般繰出し	年度末基金残
2006年(h18)	1億2,800万	▲19億2,500万	12億円	91万
2007年(h19)	▲4億8,600万	▲24億1,200万	12億円	92万
2008年(h20)	3億1,600万	▲20億9,500万	13億円	92万
2009年(h21)	11億5,400万	▲9億4,100万	14.5億円	92万
2010年(h22)	21億1,500万	0	10億円	92万
2011年(h23)	18億4,300万	0	20億円	7億2,840万
2012年(h24)	8億9,500万	0	13億円	15億8,420万
2013年(h25)	5億200万	0	15億円	11億960万
2014年(h26)	10億900万	0	16億円	

※2010年、一般会計の繰出し減は、基金条例が赤字補てんとされていたことから、15億円支出し基金が上積みされても、次年度の負担軽減に単純に活用できないことから、一時的に不執行として翌年度加算する措置をとったもの。

※年度末基金残高・・・2013年度末残高の11億900万円は、2014年度予算への9億円は投入済み、2015年1定で2013年度の国への精算分として約4億円が支出される。2015年度予算に活用できる可能額は、11億900万円+10億900万円(2013年度単年度黒字分・確定が6月以降となるので反映されていない)-9億円(26年度予算での繰出し分)-4億円(国への精算分)=8億1,800万円である。

5. この単年度収支の黒字は、2009年度からの財政健全化プラン策定を行政が準備する中で、財政当局が国保に対し「累積赤字を拡大させないために、単年度収支を赤字にしない予算編成を」と強力に求めたことに端を発している。
6. 財政健全化プラン策定段階で「国保会計は単年度赤字にしない」との方針がその後の黒字化へと結びついたが、国保料引下げはJCPの一貫した議会質疑などが重要な役割を果たしてきた。たとえば、2009年度からの財政健全化プランの案では、特別会計への繰り出しを抑えようとする記述があったが、総務常任委員会で旭川市の国保料が他都市と比べて高額になっていることを質疑した。同時に民商などにパブコメで意見を提出することを提起するなどして、原案の表現を見直しさせたことにより国保会計黒字化のもとでも一

一般会計からの削減を許さなかった。

7. 議会では、国保特会の累積赤字がなぜ生じてきたかについて、その経緯を明らかにしながら、累積赤字の解消を国保加入者に求めるべきでないことを求めてきた。

経緯を振り返ると、累積赤字は国の負担割合が減少されてきたことが大きな要因である。その時に、機械的に保険料に負担を求めることをしないために、予算編成時に過大の収納率を計上してきた背景がある。また、その当時は漠としたものではあったが国保料の水準を道内主要都市で中間に位置することも意識の中にあったと思われる。

しかし、収納率の過大計上について外部監査で指摘されたことから段階的に実態に近づけざるをえなくなった。その際にも、保険料への負担を緩和する観点から一般会計から年間 5,000 万円程度を繰出す対応を取ってきた。

注：国の負担割合が下げられたことを受け、全国の少なくない自治体は機械的に保険料に負担を求めることせず、年度末に赤字分を一般会計から補てんする手法や累積赤字に積み上げる手法がとられた。

8. 市議団は、さらに分析を深める中で旭川市の高い国保料の原因が、他都市と比べて国保加入者の所得が低いことにあることを解明し、「深刻な雇用環境に自治体に取り組むことと同様に、国保料の引き下げは市としての責務」と論戦を発展させた。
9. こうした論戦は、「国保の累積赤字は国保加入者の責任で行うべき」と主張していた他議員にも影響を与え、「一般会計からの繰り出しで負担軽減もやむを得ない」という変化も生み出した。全道主要都市で最も高い国保料という問題提起や国保制度をめぐる議会質疑は、行政や他議員と認識を共有するために説得力を持った。
10. 国保会計が 2008 年度以降、黒字を出し続けても累積赤字の解消に充てられたため、保険料の引き下げには結びつかなかった。JCP は議会質疑を繰り返し行い、2010 年度の 5 月の臨時議会で「黒字額が累積赤字の解消に充てられるという市政では市民は救われない」と質疑、市長は「(負担軽減に向け) 目に見える努力をしていきたい」と答弁。引き下げの担保を手にしたことになった。

2010 年 5 月臨時会質疑

※質問 「国保特別会計の単年度収支は、この2年間で14億円を超す黒字となった。国保料を引き下げるべき」「国保加入者は、自ら希望して国保に加入したわけではない。国保料が高いからと言って退会できるものでもない。滞納すると差し押さえもされる。『せめて国保会計が黒字になった時は国保料を下げてほしい』と声を上げて、『累積赤字解消に充てなければならない』という市の姿勢では、市民は救われない」

※市長答弁「旭川市の国保料が道内主要都市と比較して高い、あるいは厳しい経済状況所得が伸びていないのに保険料負担が増えている。そのような中で保険料を支払うのが難しい、大変だと重い負担を感じていることは私も十分受け止めています。こうした認識に立って、今後その思いを込めた対応、目に見える努力をしていきたい」

11. こうして市議団は、「国保特会の黒字を国保料の引き下げへ」「道内主要都市で最も高い国保料の軽減を」の質疑を展開、この主張が民商などの署名運動をはじめとする国保料引き下げの運動へと結びついた。

※注：国保会計が黒字を出しながら保険料負担軽減の財源に充てられなかったことは、規則により制約されていたことによる。(累積赤字解消に充てることとされていた。累積赤字が解消されたことを受け国保料負担軽減に活用できるように規則が変更されたが、この措置も民商の運動や市議団の主張により行われた)

12. また、国保制度が抱える国保料が高くならざるを得ない構造的問題での質疑のもとで理事者と認識を共有し、それぞれの立場で国保料引下げを探求できたことも結果的に大きな力となった。認識の共有は2010年度以降において特に深まった。これは、市議団の独自努力が不可欠ではあったが、担当部局への人事配置における良識ある幹部の配慮、担当課職員の努力もあって実ったものである。

※注・・・2010年度、市長が議会答弁した「負担軽減に向けて目に見える努力をしたい」の時点で、一般会計からの繰出しは14.5億円だった。その後、ジグザグはあったものの、単年度で見ると15億円を繰出してきた。2014年度に1億円加算し16億としたが、市長の答弁やこの間の議会質疑からして、まだ、支出されなければならないものである。市政における具体化はこれからである。

■ (市独自の2割軽減を守り抜く)

1. 旭川市は市独自の軽減策として3割、2割軽減を実施してきた。2008年度に3割軽減を廃止し、2010年度の予算案に独自財源2,000万円を投入していた2割軽減廃止を提案してきた。
2. 市議団は、廃止の動機が国と道の関与にあることをつかんだことから、予算質疑でその答弁をさせ、さらに、「国、道の姿勢に変化が見られた場合は継続したい」との答弁を引き出した。
3. 市議団は、道議団(真下道議)、国会議員団(小池参院議員・党政策委員長)と連携した。真下道議は道議会で、小池参院議員は厚生労働委員会で、地方に対する国の指導助言の在り方について質問。長妻厚労相に「自治体の自立性と自主性に配慮を欠いたものになる恐れがあるため、地方厚生局に注意を喚起したい」と答弁させた。市議団はこの答弁を、市長総括質疑で紹介し「独自の2割軽減を継続すべき」と迫った。市独自の2割軽減を廃止する予算は可決されたものの、その2週間後の民生常任委員会で、市から2割軽減の廃止を撤回し継続するとの答弁が示された。

■ (一部負担金減免の取りくみ)

1. 国保法44条に基づく一部負担金の減免について、旭川市は条例をもちながら具体的基準を定めていなかったことから、適用はされてこなかった。2003年に委員会質疑を行い、当時の和島助役が「最優先的課題として検討したい」と答弁。しかし、その後具体化されなかった。2007年第2回定例会、2008年2定、2009年3定、2010年の代表質問で連続質疑を行った。2010年の代表質問に対し、市長は「2010年度、当初から新基準での実施をめざし作業をすすめている。失業や事業の休廃止により生活が困難となった世帯で困難かどうかの判断は生活保護基準の1.2倍で対応したい」と答弁。
2. 2010年度から取り組みが始まった。ハローワークなどにもチラシがおかれたことから、初年度は道内他都市でも例を見ない活用があった。

■ (無料低額診療の薬剤等への補助実現)

1. 勤医協1条通り病院は無料定額診療の取り扱い病院として、低収入の市民に対して医療の提供に取りくんできた。しかし、院外処方薬がこの制度適用外となっていることから、友の会が募金活動を行い支援してきた。
2. 薬代の支援額は年間、約90万円にのぼり友の会から行政支援が求められて

いた。全国的には高知市が実施していることを友の会資料で知り、市議団は、2012年度、友の会に署名運動を提起し、連携して行政支援の実現に向けて取り組んだ。

3. 運動に取り組んだ翌年、2013年度予算で予算が付き、高知方式で実現。
4. 2014年度からは、薬局の委任払いも実現した。今後の課題は、旭川市より1年遅れて実施した青森市の適用期間が長期となっていることから、その方向での改善である。

■(窓口直接交付の是正と資格証の交付改善)

1. 窓口交付の是正・・・旭川市では国保保険証の更新時期、未納がある世帯には新しい短期被保険証を窓口で留め置き、市民に来庁を求めてきた。未納があることから来庁できない市民は新保険証を手にしないうまま無保険証状態が長い時では数か月続いた。市議団は、更新に際しては未納世帯であっても機械的に郵送するよう求め、2009年度からは是正されている。
2. 資格証交付の是正・・・国は、2001年に国保法を改正し、2000年度から1年間以上の国保料滞納世帯に「保険証の返還を求め、資格証明書を交付することを義務付けた。旭川市は1年遅れで条例を改定し、2001年度から実施した。
3. 「資格証」の交付には、市町村が定める「特別の事情」がない世帯で滞納している世帯を対象とされた。旭川市が定めた「特別の事情」の中には「借入金の返済などで国保料の支払いが困難」も含まれるとするなど、先進的内容であった。(基準策定にあたっては市議団も要請を強めた)
4. それにも、係わらず「資格証」の交付は200件を超えるものとなった。交付件数は、その後も200~300件を推移した。市議団は「こんなに件数が多いのは理解できない」と、担当部に是正を求めてきた。他都市では、保険証がないことから死亡例も起き、広島市、埼玉県下の自治体でも交付ゼロにした自治体もあった。市議団は、こうした自治体を調査・視察し、さらに市に是正を求めてきた。その結果、2009年度から80件台になり、2012年度には46件となった。

■(国保運営協議会の公開)

1. 旭川市の付属機関は、時代の流れとともに会議の公開、会議録等の公開へと対応を変化させてきた。しかし、国保運営協議会は公開されず会議録も非公開とされてきた。広島市などは、委員名を含め会議録を公開、熱心な審議を行っていた。議会質疑で公開を求め、質疑から 2 年遅れて公開されるようになった。(2012 年度から公開)

●モデル世帯: 夫婦2人(40才以上)子1人, 夫・給与所得200万, 妻・なし

お乳

H21告示	所得	賦課標準	所得割	均等割	平等割	小計	計
医療	2,000,000	1,670,000	194,722	86,220	28,070	309,010	449,770
支援	2,000,000	1,670,000	50,601	22,320	7,270	80,190	
介護	2,000,000	1,670,000	40,414	14,860	5,300	60,570	

H22告示	所得	賦課標準	所得割	均等割	平等割	小計	計
医療	2,000,000	1,670,000	190,547	84,450	27,230	302,220	446,640
支援	2,000,000	1,670,000	51,102	22,500	7,260	80,860	
介護	2,000,000	1,670,000	43,253	15,000	5,310	63,560	

H22告示-H21告示: ▲3,130

H23告示	所得	賦課標準	所得割	均等割	平等割	小計	計
医療	2,000,000	1,670,000	182,865	74,700	23,900	281,460	416,910
支援	2,000,000	1,670,000	49,432	20,040	6,410	75,880	
介護	2,000,000	1,670,000	41,583	13,300	4,690	59,570	

H23告示-H21告示: ▲32,860

H23告示-H22告示: ▲29,730

H24告示	所得	賦課標準	所得割	均等割	平等割	小計	計
医療	2,000,000	1,670,000	167,668	69,030	21,920	258,610	390,000
支援	2,000,000	1,670,000	48,764	19,650	6,240	74,650	
介護	2,000,000	1,670,000	39,579	12,720	4,450	56,740	

H24告示-H21告示: ▲59,770

H24告示-H22告示: ▲56,640

H24告示-H23告示: ▲26,910

H25告示	所得	賦課標準	所得割	均等割	平等割	小計	計
医療	2,000,000	1,670,000	163,660	68,400	21,400	253,460	382,610
支援	2,000,000	1,670,000	46,259	19,080	5,970	71,300	
介護	2,000,000	1,670,000	40,581	12,820	4,450	57,850	

H25告示-H21告示: ▲67,160

H25告示-H22告示: ▲64,030

H25告示-H23告示: ▲34,300

H25告示-H24告示: ▲7,390

H26告示	所得	賦課標準	所得割	均等割	平等割	小計	計
医療	2,000,000	1,670,000	160,153	68,070	21,030	249,250	372,910
支援	2,000,000	1,670,000	43,921	18,900	5,840	68,660	
介護	2,000,000	1,670,000	37,575	12,980	4,450	55,000	

H26告示-H21告示: ▲76,860

H26告示-H22告示: ▲73,730

H26告示-H23告示: ▲44,000

H26告示-H24告示: ▲17,090

H26告示-H25告示: ▲9,700

H27告示	所得	賦課標準	所得割	均等割	平等割	小計	計
医療	2,000,000	1,670,000	157,147	68,310	20,930	246,380	368,470
支援	2,000,000	1,670,000	42,752	18,960	5,810	67,520	
介護	2,000,000	1,670,000	37,241	12,960	4,370	54,570	

H27告示-H21告示: ▲81,300

H27告示-H22告示: ▲78,170

H27告示-H23告示: ▲48,440

H27告示-H24告示: ▲21,530

H27告示-H25告示: ▲14,140

H27告示-H26告示: ▲4,440

国民健康保険事業特別会計における単年度収支額・累積赤字額・一般会計繰入金の推移

(単位：千円)

区分 年度	単年度収支額	累積赤字額	一般会計繰入金	
				うち保険料特例軽減分
平成18年度	128,656	-1,925,739	4,461,624	1,200,000
平成19年度	-486,614	-2,412,352	4,582,168	1,200,000
平成20年度	316,716	-2,095,636	4,092,719	1,300,000
平成21年度	1,154,339	-941,298	4,361,561	1,450,000
平成22年度	2,115,701	0	4,161,661	1,000,000
平成23年度	1,843,403	0	4,483,512	2,000,000
平成24年度	895,351	0	3,643,609	1,300,000
平成25年度	502,661	0	3,796,062	1,500,000
平成26年度	—	—	4,183,828	1,600,000

※平成25年度は2月末決算見込

※平成26年度は当初予算

※千円未満四捨五入

●国民健康保険事業の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年 2月末現在
国保世帯数(年度末)	67,496	70,258	72,332	74,125	75,709	76,768	58,350	57,876	57,389	56,787	55,892		
滞納世帯数(現年度)	14,141	15,346	15,588	15,193	15,777	16,293	16,072	15,154	13,846	11,364	10,508		
資格証明書交付件数(11/1現在)	269	280	328	356	383	386	373	319	258	46	42	5	
短期被保険者証交付件数(全件更新時) (H14までは4月、H15以降は10月)	3,794	5,202	5,700	6,736	7,217	7,682	8,234	8,804	8,750	6,091	5,580	5,35	
※1 (短期証全件)更新時の窓口交付の件数	3,063	3,355	3,005	3,523	3,600	3,979	5,035	0	0	0	0		
一人当たり保険料調定額(円) (一般・退職合計現年分)	83,934	84,767	81,847	81,233	87,816	89,734	99,907	103,129	97,757	84,931	84,026	81,41	
一般会計からの繰入(千円)	4,017,153	4,471,120	4,330,223	4,331,940	4,461,624	4,582,168	4,092,719	4,361,561	4,161,661	3,643,609	3,777,407	4,041,59	
うち保険料特例軽減繰入	1,400,000	1,400,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,300,000	1,450,000	1,000,000	1,300,000	1,500,000	1,600,00	
国保会計の収支状況(単年度収支, 千円)	△ 8,374	△ 95,326	△ 6,331	△ 312,871	128,656	△ 486,614	316,716	1,154,339	2,115,701	1,843,403	895,351	1,009,108	311,45
一人当たり医療諸費用額(円)	463,410	463,379	469,003	487,423	487,043	508,610	340,845	347,806	357,021	363,383	373,821	381,750	
退 職	244,934	243,110	250,659	266,077	268,566	291,521	332,674	345,087	353,613	360,651	370,410	377,292	
老 人	406,863	425,483	408,929	424,980	427,418	455,303	453,475	399,855	415,771	406,587	428,702	458,196	
賦課限度額(円)	520,000	520,000	520,000	520,000	530,000	1,017,724	460,000	470,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
所得割(%)	10.34	10.92	10.67	11.08	12.05	12.46	11.03	11.66	11.41	10.95	10.04	9.80	9.51
均等割(円)	28,420	28,580	28,040	28,010	30,030	30,640	28,260	28,740	28,150	24,900	23,010	22,800	22,690
平等割(円)	28,440	28,280	27,340	26,930	28,420	28,500	27,980	28,070	27,230	23,900	21,920	21,400	21,030
介護分	70,000	80,000	80,000	80,000	80,000	90,000	90,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	120,000
所得割(%)	1.30	1.64	1.83	2.26	2.55	2.57	2.22	2.42	2.59	2.49	2.37	2.43	2.21
均等割(円)	5,410	6,140	6,930	7,910	8,170	8,020	7,190	7,430	7,500	6,650	6,360	6,410	6,490
平等割(円)	4,050	4,570	5,120	5,820	5,950	5,790	5,160	5,300	5,310	4,690	4,450	4,450	4,450
賦課限度額(円)							120,000	120,000	130,000	130,000	130,000	130,000	150,000
所得割(%)							2.30	3.03	3.06	2.96	2.92	2.77	2.61
均等割(円)							6,130	7,440	7,500	6,880	6,950	6,360	6,300
平等割(円)							6,060	7,270	7,260	6,410	6,240	5,970	5,840

※1～資格証明書の交付が義務化されたのは平成12年度、本市は平成13年度から実施。
 ※2～平成21年度の「0件」は、新型インフルエンザ対策により全件郵送したことから、平成22年度からは全件郵送のため窓口交付は「0件」である。

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

調査研究費

整理番号

NO 380 - /

1. 調査日時 2016年1月18日(月)

2. 調査内容

1) 旭川市動物愛護センター「あにまある」視察

2) 日本共産党旭川市議団と「国保料引き下げた」経緯について懇談

3. 参加議員

坂本・村上・池田・太田・伊藤・小形・田中・平岡議員

事務員 合計 11人

4. 交通費

旭川駅と旭川市役所を3台のタクシーに分乗し往復した。

領 収 証

No.8287

日付 '16年01月18日

車番 0191 000

基本運賃 ¥620円

合計 ¥620円

上記の通り領収致しました

日本共産党札幌市議会議員団 様

ご乗車ありがとうございました。
又のご利用をお待ち申し上げます

 大丸交通(株)

旭川市緑が丘南5条1丁目1-2

☎(0166)66-2222

領 収 証

No.6989

日付 '16年01月18日

車番 0152 000

基本運賃 ¥620円

合計 ¥620円

上記の通り領収致しました

日本共産党札幌市議会議員団 様

ご乗車ありがとうございました。
又のご利用をお待ち申し上げます

 大丸交通(株)

旭川市緑が丘南5条1丁目1-2

☎(0166)66-2222

支出額小計

3,720円

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	調査研究費	整理番号	No. 380-2
------	-------	------	-----------

(領収書等貼付面)

領収証

No.6072

日付 '16年01月18日
 車番 0171 000
 基本運賃 ¥620円

合計 ¥620円

上記の通り領収致しました

日本共産党札幌市議会議員団様

ご乗車ありがとうございました。
又のご利用をお待ち申し上げます

 **大丸交通(株)**

旭川市緑が丘南5条1丁目1-2
☎(0166)66-2222

領収証

No.8294

日付 '16年01月18日
 車番 0191 000
 基本運賃 ¥620円

合計 ¥620円

上記の通り領収致しました

日本共産党札幌市議会議員団様

ご乗車ありがとうございました。
又のご利用をお待ち申し上げます

 **大丸交通(株)**

旭川市緑が丘南5条1丁目1-2
☎(0166)66-2222


日本共産党札幌市議会議員団様

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
 ドア番号 124号
 2016年01月18日

乗車料金 ¥620円

上記の通り正に領収致しました。

 **清水タクシー**

旭川市春光台1条3丁目4-21
無線番号 308
旭川個人タクシー協同組合
電話番号 0166-52-1933

合計 3,720円
日本共産党札幌市議会議員団様

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
 ドア番号 73号
 2016年01月18日

乗車料金 ¥620円

上記の通り正に領収致しました。

 **笠原タクシー**

旭川市春光台5条2丁目
無線番号 127
旭川個人タクシー協同組合
電話番号 0166-52-1933

支出額小計

円

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	調査研究費	整理番号	No. 387
------	-------	------	---------

(領収書等貼付面)

日本共産党札幌市議会議員
坂本きょう子 様

2015年12月10日

特定非営利活動法人
北海道地域・自治体問題研究所
理事長 小田



会費納入について (お願い)

いつも当研究所の活動にご協力いただき、心からお礼申し上げます。
2015年度の会費 (5,000円) を請求致します。同封の郵貯払込票にて納入下さいますよう
宜しくお願い致します。なお、行き違い等ありましたらご容赦願います。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	2	7	6	0	0	通常払込 料金加入 者負担	
			1	0	1	2		0
加入者名	NPO 法人 北海道地域・自治体問題研究所							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
					5	0	0	0
ご依頼人	* 年会費 日本共産党札幌市議会議員団 様							
料 金	日 附 印 28-01-27 札幌大通 郵便局							
備 考	(90362) N94440009							

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

支出額小計

5,000円